

「生活応援クーポン」取扱店募集のご案内

1. 事業目的

コロナ禍における物価高騰対策として、本会議所が実施するプレミアム分を付加したクーポン発行事業の市内利用を通して、物価高騰の影響を受けている市内事業者の事業継続を後押しするために行う事業です。

2. クーポンの概要

- (1) 名称 令和5年度生活応援クーポン事業(発行総額 ¥84,500,000)
- (2) 発行金額 1冊10,000円(額面:13,000円 1,000円券×13枚)
- (3) 利用期間 令和5年9月1日(金)～令和6年1月31日(水)
- (4) 販売対象者 熱海市に住所のある者(市民、別荘等所有者、市内在勤者)
- (5) 取扱業種 全業種
- (6) 使用できない取引
 - ①商品券・プリペイドカード等の換金性の高いもの ②たばこ
 - ③国税・地方税の公租公課 ④コンビニ決済等による料金収納サービス

3. 取扱店登録 (全て登録制)

- (1) 取扱店参加要件 熱海市内に店舗、事業所を有する事業者(法人または個人事業者)。ただし、熱海市外に本社または本店を有する法人は、中小企業基本法に定める中小企業者とする。

※「中小企業者」の範囲は、表1のとおり。

※表1中の「常時使用する従業員」とは、解雇を必要とする従業員のことです。会社役員・個人事業主・日々雇い入れられる方・2か月以内の期間を定めて使用される方は該当しません。なお、常時使用する従業員数は、法人全体の従業員数です。

表1 中小企業者の範囲(中小企業基本法第2条第1項)

業種分類	範囲(資本金(出資金)または従業員数の基準のいずれかを満たすこと)
製造業、建設業、運輸業、表中にないその他の業種	・資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社 ・常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	・資本金の額または出資の総額が1億円以下の会社 ・常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人・
サービス業	・資本金の額または出資の総額が5千万円以下の会社 ・常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

小売業	<ul style="list-style-type: none"> ・資本金の額または出資の総額が5千万円以下の会社 ・常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
-----	---

※なお、上記の要件を満たす場合でも、下記のいずれかに該当する場合は、登録ができません。

- ①熱海市暴力団排除条例第2条第3号に定める暴力団員等又は暴力団員等との関係を有する者
- ②特定の宗教、政治団体に関わる場合や、業務内容が公序良俗に反する営業を行っている者
- ③その他、本事業の趣旨に合致しないと事業実施主体者が認める者

(2) 取扱登録方法 所定の取扱事業者登録申請書(様式第1号)に必要事項を記入の上、お申込み下さい。

なお、市外に本社又は本店を有する法人は、申請書に加え「法人履歴事項全部証明書」の写しを添付して下さい。

(3) 提出方法 商工会議所へ持参、郵送、FAX、メール

(4) 登録店舗受付 随時受付

※ 但し、令和5年8月4日(金)までに登録頂いた方には、クーポン取扱店一覧表等に店名を掲載いたします。

4. クーポン取扱い 「つり銭」は、出しません。

5. 換金方法

(1) 換金期間 令和5年9月12日(火)～令和6年2月20日(火)
毎週火曜日、金曜日の午前10時～午後3時
(祝日、年末、年始を除く。)

※ 換金期限 令和6年2月20日(火)期限厳守をお願いします。期限を過ぎた場合は換金できません。

(2) 換金場所 熱海商工会議所窓口にてクーポン券と引き換えに小切手を発行いたします。

(4) 換金手数料 小切手を現金化する場合、手数料はかかりません。
(三島信用金庫熱海支店で現金化できます。)

※ただし、通帳に預け入れをする場合は銀行によって手数料が発生する場合があります。

【問い合わせ先】

熱海商工会議所 電話：0557-81-9251 FAX：0557-82-0048

E-Mail：info@atamicci.or.jp